

八王子市地域における見守り活動事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、八王子市(以下「市」という。)が選定した「安全・安心まちづくり推進地区」内において、当該地区内に所在する地域団体による地域見守り活動のための防犯カメラ設置事業に対して、市が毎年度の予算の範囲内において交付する補助金について、補助金等の交付の手續等に関する規則(昭和35年八王子市規則第19号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「安全・安心まちづくり推進地区」とは、防犯対策を効果的に進める必要がある地区として市が選定し、あらかじめ東京都に報告したもので別に定めるものをいう。
- (2) 「地域見守り活動」とは、地域で行われる防犯のための見守り活動をいう。
- (3) 「地域団体」とは、市内の町会、自治会、商店街等をいう。
- (4) 「町会、自治会」とは、市に登録のある町会、自治会その他これらに類する団体をいう。
- (5) 「商店街等」とは、商店街及び商店街の連合会をいう。
- (6) 「商店街」とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)に基づき設立された商店街振興組合
 - イ 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づき設立された事業協同組合
 - ウ 次に掲げる事項に照らし、市が商店街と認めたもの
 - (ア) 当該区域で、中小小売商業又はサービス業に属する事業者の相当数が近接してその事業を営み、かつ、組織的な活動を行っていること。
 - (イ) 社会通念上消費者により、まとまった買物の場として認識されていること。
 - (ウ) 当該区域内に人又は車両が常時通行できる道路を包含していること。
- (7) 「商店街の連合会」とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 商店街振興組合法に基づき設立された連合会
 - イ 中小企業等協同組合法に基づき設立された連合会
 - ウ ア、イ以外で、市単位の組織された商店街連合会
- (8) 「防犯カメラ」とは、一定区域における犯罪の抑止又は犯罪被害の防止の目的で固定して設置されるもの(モニター、録画装置等を含む)で、当該区域の不特定多数の者の用に供せられる目的で設置されるものをいい、専ら特定の私有財産又は公有財産の保護、管理等に供されるものを除く。

(補助金の対象事業)

第3条 補助の対象となる事業とは、地域において継続して実施される地域見守り活動の一環として実施する次の事業に対し、予算の範囲内において地域団体に交付する。

- (1) 地域団体が単独で行う防犯カメラの整備に関する事業(以下「防犯カメラ整備事業」という。)
 - (2) 2以上の地域団体が連携して行う防犯カメラ整備事業
- 2 前項第1号及び第2号の事業については、次の各号に掲げる条件をすべて満たす事業とする。
- (1) 安全・安心まちづくり推進地区内で行う事業であること。
 - (2) 防犯に関する地域見守り活動を、月1回以上、設置からおおよそ5年間継続するものであること。
 - (3) 別途定める「八王子市商店街防犯設備整備事業補助金交付要綱」の対象事業の実施地域外であること。

- (4) 商店街のみからなる団体が行う事業ではないこと。
- (5) 地域団体に商店街が含まれる場合には、当該商店街の区域以外にも防犯カメラを設置すること。
- (6) 防犯カメラを整備する地域において、住民の合意が形成されていること又は事業開始までにその見込みがあること。
- (7) 当該補助金を申込みする年度内に完了できる事業であること。
- (8) 当該防犯カメラの設置目的や運用方法等について、「八王子市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に沿った運用基準が定められていること又は防犯カメラの運用開始までに定められる見込みがあること。
- (9) 占用許可等が必要な箇所で事業を実施する場合は、当該箇所の占用許可等を受けていること又は受けられる見込みがあること。

(補助金の対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、地域団体が行う防犯カメラ整備事業に係る経費で、使途、単価、規模等の確認ができ、かつ、市長が必要かつ適当と認めるものとし、別表により算出した額を限度額とする。ただし、次に掲げる経費については、交付対象としない。

- (1) 修繕、保守及び清掃等に係る経費
- (2) 消耗品の交換に係る経費
- (3) 電力の受給その他機能を維持するために要する経費
- (4) 土地の取得、造成、補償、使用に係る経費
- (5) 当該経費のうち、当該防犯カメラの設置場所及びその本来の効果の及ぶ範囲が近接又は重複するなど、この補助金が公正かつ有効に使用されないことが明らかなもの

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体は、「補助金交付申請書」(別記第1号様式)に次の書類を添付して、市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 定款、規約等
- (2) 団体の区域図
- (3) 事業経費の内訳書(見積書等)
- (4) 設置場所の地図
- (5) 防犯カメラの運用に関する基準(実績報告書提出時でも可)
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請(以下「交付申請」という。)があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、「補助金交付決定通知書」(別記第2号様式)により当該交付申請をした者に通知するものとする。また、不交付を決定するときは、「補助金不交付決定通知書」(別記第2号様式の2)により、申請した者に通知するものとする。

(事前着手)

第7条 補助金の交付決定前に事業に着手したものは、補助対象としない。ただし、交付決定前に事業に着手しなければならないやむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

2 補助金の交付を受けようとする者で、前項ただし書に該当する場合は、あらかじめ「事前着手申請書」(別記第3号様式)を市長に提出し、「事前着手承認書」(別記第3号様式の2)により市長の承認を受けなければならない。

らない。

(取得財産等の管理及び処分)

第8条 補助対象経費により取得した財産(以下「取得財産」という。)については、常にその管理状況を明らかにできるようにしなければならない。

- 2 取得財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 3 取得財産を破損するなど、防犯の用に供することができなくなった場合は、市長にその旨とその後の対策について報告しなければならない。
- 4 取得財産を他の用途に使用する場合、または他の者に貸し付け若しくは譲渡等により処分する場合、取得財産等のうち、取得価格が50万円以上のものについては、あらかじめ補助金の「取得財産等処分申請書」(別記第4号様式)を市長に提出し、「取得財産等処分承認書」(別記第4号様式の2)により市長の承認を受けなければならない。
- 5 取得財産を処分することにより収入があり、又はあると見込まれる場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市長に納付しなければならない。

(申請の取下げ)

第9条 補助金の交付決定を受けた者(以下「事業者」という。)は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。また、交付申請の後、交付決定の前に申請を取り下げようとするときは、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(事業遅延等の報告)

第10条 事業者は、事業が交付申請した年度内に完了することができないと見込まれるとき又は事業の遂行が困難となったときは、速やかに「事業遅延等報告書」(別記第5号様式)を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の内容変更等)

第11条 事業者は、事業の内容を著しく変更しようとするとき又は事業を中止しようとするときには、あらかじめ「補助事業の内容の変更(*中止)承認申請書」(別記第6号様式)を市長に提出し、「補助事業の内容の変更(*中止)承認書」(別記第6号様式の2)により市長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 事業者は、事業が完了したときは、1か月以内に「補助事業実績報告書」(別記第7号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 請求書及び領収書の写し
- (2) 契約書の写し(内訳書を含む。)
- (3) 事業内容のわかる写真
- (4) 道路占用許可書(民有地の場合は、土地使用承諾書)の写し
- (5) 現金出納簿及び備品台帳の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

(完了検査)

第13条 事業者は、市長が事業の完了状況及び経理等の状況について検査を求めた場合は、これに応じな

ればならない。

(補助金額の確定)

第14条 市長は第12条の規定による実績報告及び前条の規定による検査の内容を審査し、事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書(別記第8号様式)により事業者へ通知するものとする。

(是正のための措置)

第15条 市長は、前条の規定による審査または調査等の、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及び付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業について、これを適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

2 第12条第1項の規定は、前項の命令により事業者が必要な措置をした場合について準用する。この場合において、同条中「1か月以内に」とあるのは「直ちに」と読み替えるものとする。

(補助金の支払等)

第16条 市長は、第14条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。ただし、補助金の交付決定後に事業の円滑な遂行のため市長が必要であると認める場合は、概算払をすることができる。

2 事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは「補助金請求書」(別記第9号様式)を、前項ただし書の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、「補助金概算払請求書」(別記第9号様式の2)を市長に提出しなければならない。

3 事業者は、補助金の概算払を受けたときは、第14条の規定による補助金の額の確定通知書受領後「補助金精算書」(別記第10号様式)を市長に提出し、速やかに補助金を精算しなければならない。

(交付決定の取消し)

第17条 市長は、事業者が次のいずれかに該当した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくは補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。
- (4) 取得財産が、正当な理由なく機能を停止した状態にあるとき。
- (5) 交付決定を受けた後、事業が年度内に完了することができないと見込まれるとき又はその遂行が困難となったとき(第10条の規定に該当する場合を除く。)

(補助金の返還)

第18条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、事業の当該取消しに係る部分に関し、既に事業者へ補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補助金の経理等)

第19条 事業者は、事業に係る経理について帳簿その他の資料を常備し、市長が必要であると認めるときは、それらの資料を提示し、又はその内容を報告しなければならない。

2 事業者は、前項に規定する資料を、事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

3 事業者は、市長もしくはその委任を受けた者又は監査委員の監査に応じなければならない。

(活動報告)

第20条 補助事業の完了後、市長から要求があったときは、事業内容等について「活動報告書」(別記第11号様式)により報告すること。ただし、報告義務を負う期間は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間とすること。

(非常災害の場合の措置)

第21条 非常災害等による被害を受け、事業の遂行が困難となった場合の区市町村の措置については、市長が指示するところによる。

(補助金制度の見直し)

第22条 本補助金は、「補助金制度見直し方針」に基づき、見直しを行うものとする。

(その他)

第23条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年(2020年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年(2021年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年(2022年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年(2023年)4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

補助対象経費

防犯カメラ補助事業

対象経費	補助率	補助限度額
防犯カメラ(モニター、録画装置等を含む。)設備の整備(購入、賃借、取付等)に係る経費	6分の5 ※ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。	1 台あたり 366,000 円 ただし、防犯カメラ専用のポールを設置する場合は以下を限度額とする。 1台あたり 500,000 円 ※①1 団体につき 1 台までとする。 ※②地域団体が連携して行う場合は、1 団体につき 1 台までとし、団体数を乗じた台数とする。また、この場合の補助限度額は、750 万円とする。 ※③特段の事情がある場合は、市長が別に額を定めることができるものとする。